

2022年度の事業計画書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人 happiness

1 事業実施の方針

- (1) 子どもの居場所開催日数を昨年同様継続し、新規参加児童の増加と支援の質の向上を目指す。
- (2) 子ども食堂において子どもたちの体験活動を毎月1回開催する。
- (3) 2023年にオープンするまちライブラリーの仕組みを活かし、地域の多世代交流を目指す。
- (4) happiness*cafeにて、就労への意欲を持ってもらえるよう、業務内容を細分化し受け入れやすく、ステップアップを目指せる働く環境づくりにする。
- (5) 新たな子ども食堂の立ち上げに関わり、南区内に新規で3箇所の設立を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数
子ども支援活動 及び 教育事業	こども食堂 又は 学習会の開催	(A) 毎週月曜・水曜日・土曜日 (不定期) 17:00~20:00 (B) 月・水/唐橋文教会館 土/ハピネスカフェ (C) 月・水/15名 土/3名	(D) 唐橋学区に居住する 小中学生とその保護者 (E) 1500名
生活支援事業	生活に直結する課題について、解決を目指し支援する	(A) 適時 (B) ハピネスハウス (C) 5名	(D) SNSなどを通じハピネスの活動に興味を持った16歳から22歳までの少女 (E) 100名
就労体験・職業訓練による就労支援事業	happiness*caféでの就労経験	(A) 毎週月・火・木・金・土曜日 (B) happiness*café (C) 2名	(D) 課題を抱えた若者 (E) 5名
コンサルティング事業	講演会登壇、実習生の受け入れ、立ち上げ支援の実施	(A)必要に応じて適時 (B)依頼場所に出張もしくは当団体の活動場所 (C) 3名	(D)京都府内の希望する団体、個人 (E) 30名

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。